○四国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号及び百九十七号　高知市春野町森山字川久保前一番一地先から土佐市中島字柳ケ内一八八番一地先まで　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月三十日

○九州地方整備局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇佐市大字和気字花殿一〇二八番一から同市大字和気字花殿一〇三〇番二まで	前	一一・二〇～一一・四〇メートル
	後	一二・五〇～一二・五〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
指宿市十町字玉利ノ前二五二六番七から同市十町字下堂地八七番まで	前	九・一九～二五・七八メートル
	後	九・七三～三三・四五　一一・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　島原都市計画道路事業三・五・八号長池三会線

三　事業施行期間　自平成二十六年九月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長崎県島原市上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、萩原三丁目及び萩が丘二丁目地内

使用の部分　なし

公　告

諸事項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月30日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域				摘要
			所属	番号	図名		
地形図	2万5千分1	平成26年	名寄	4—1	茂辺地	調製・多色・征判	〃
〃	〃	〃	旭川	3—1	白雲岳	〃	〃
〃	〃	〃	夕張岳	14—1	滝ノ沢岳	〃	〃
〃	〃	〃	札幌	12—3	恵庭岳	〃	〃
〃	〃	〃	盛岡	11—2	早池峰山	〃	〃
〃	〃	〃	石巻	7—3	金華山	〃	〃
〃	〃	〃	弘前	10—3	尾太岳	〃	〃
〃	〃	〃	新庄	8—2	鳴子	〃	〃
〃	〃	〃	白河	5—1	小野新町	〃	〃
〃	〃	〃	新潟	12—1	貉ヶ森山	〃	〃
〃	〃	〃	宇都宮	15—2	粟ヶ岳	〃	〃
〃	〃	〃	高田	5—4	中粕尾	〃	〃
〃	〃	〃	〃	2—2	六日町	〃	〃
〃	〃	〃	〃	6—2	大割野	〃	〃
〃	〃	〃	高山	8—2	寄合渡	〃	〃
〃	〃	〃	〃	10—3	東茂住	〃	〃
〃	〃	〃	豊橋	13—4	瀬戸	〃	〃
〃	〃	〃	名古屋	9—2	篠立	〃	〃
〃	〃	〃	〃	11—1	伊船	〃	〃
〃	〃	〃	〃	12—2	津西部	〃	〃
〃	〃	〃	田辺	1—1	大沼座	〃	〃
〃	〃	〃	〃	3—4	古屋	〃	〃
〃	〃	〃	徳島	1—2	仮浜	〃	〃
〃	〃	〃	松山	5—2	三津台	〃	〃
〃	〃	〃	山口	11—4	秋吉	〃	〃
〃	〃	〃	鹿児島	7—4	鹿児島南部	〃	〃
〃	〃	〃	厳原	16—1	豆酘	〃	〃
〃	〃	〃	厳原北	12—2	泉	〃	〃

備考　地図の刊行日　平成26年10月1日